## パブリック・コメント意見への対応について

## 1. パブリック・コメント意見への対応について

以下のとおり実施したパブリック・コメントでいただいた意見への対応を表 1 に示す。なお、構成 市町の財政や政策に関わる意見等には回答できないため、可能な範囲で回答した。

	内容
計画名	新たなごみ処理施設等整備基本計画
実施期間	令和6年11月18日(月)から同年12月17日(火)(30日間)
意見	提出者:7名
	意見数:28件
意見反映の区分	〇:意見を反映又は一部反映し、整備基本計画案を修正した…(4件)
(表 1に対応)	△:整備基本計画案を修正しなかった…(24件)

表 1 パブリック・コメントのご意見とその対応

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
1	p.9 p.16	【吹上地域について】 鴻巣市吹上地域(旧吹上町)のご みの受入れはどのようになるか。	【考え方】  吹上地域のごみについても新施設 で受入れるものとして整備基本計画 (案)では整理していますが、本計画中 に明確にその旨を記載していないた め、以下のとおり修正、追記を行いま す。	
			【修正内容】 p.9 (1)本組合におけるごみ処理の流れの2行目 【修正前】現施設では、構成市町で収集した可燃ごみと、… 【修正後】現施設では、構成市町(鴻巣市吹上地域を除く)で収集した可燃ごみと、…	0
			p.16 (3)本組合におけるごみ処理の流れの3行目 【追記前】…、剪定枝の処理・再資源化を行う。 【追記後】…、剪定枝の処理・再資源化を行う。なお、現在、小針クリーンセンター等で処理を行っている鴻巣市吹上地域のごみについても新施設において処理を行う。	

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
2	p.13 ~ p.17, p.67 ~ p.68	【プラスチックの混合収集について】 プラスチック製容器包装とプラスチック使用製品廃棄物の混合収集により、現在不燃ごみとして分別している汚れたプラスチックが混入し、マテリアルリサイクルの質が低下することを懸念する。 混合収集は新たな課題を生むと感じるため、汚れたプラスチックは粗大・不燃ごみ処理施設で取り扱うほうがよいと考える。	【考え方】 が作文を表している。 できる住民とします。 できるは、アリーのできるは、アリーのできるは、アリーのできるは、アリーのできるが、アリーのでは、アリーの	△
3	p.14、 資料編 p.28	【補助的な施設の検討について】 「おむつの資源化」に関して、資料編 p.28に「今後も引き続き技術開発の動向や国の支援策等に情報収集を実施し、事業性が見込める場合には、改めて検討を行う」とあるが、曖昧な表現である。 技術の進展によって、新施設において新たな取組みが可能となるよう、今後、維持管理事業者との定期協議の項目にCCUシステムも含めて検討すると具体的に示してほし	【考え方】 「BDF(バイオディーゼル燃料)化施設」に関して、現在においても廃食油は構成市町で回収し、民間事業者に有価で販売し、資源化(燃料化)されています。また、精製油等の利用確保、運転管理、品質管理などの費用対効果を考慮すると本組合において施設を整備するメリットは低いと評価しています。 「使用済紙おむつリサイクル施設」については、開発段階の技術もあり、本	Δ

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
		い。 また、二酸化炭素削減効果が見込まれる「BDF化施設」や「紙おむつリサイクル施設」については、カーボンニュートラルへの更なる取組みとして、事業者提案が可能な施設としてほしい。	事業における導入には課題が多いと 評価しています。 以上を踏まえ、本計画においては 「BDF 化施設」と「紙おむつリサイクル 施設」について、こちらから提案を求 めることは難しいと考えています。た だし、事業者の選定時における、事業 者からの自由な提案については可能 であると考えます。 「CCU(二酸化炭素の回収システム)」については、回収した二酸化炭素の百については、回収した二酸化炭素の活用や処理、経済的な面でも課題があるとされています。 このような将来的な設備の増強に関わる内容については、構成市町の意向が最も重要であり、国の動向や技術発展等を鑑み、必要となった段階で、構成市町と検討する必要があると考えています。	
4	p.14	【補助的な施設の検討について】整備基本計画(案)では、生ごみの堆肥化、飼料化、トンネルコンポスト、ハイブリッド化、紙おむつや廃食油(BDF 化)などのリサイクル方式の処理施設を補助的な処理施設として、十分な検討を行うことな不採用としている。このことは、国(環境省)が定める「循環型社会形成推進基本法」に対る「3R の推進」や「資源循環」の方針に反しており、施設整備の基本方針2「限りある資源やエネルギーの有効活用を図り、地球に優しいたも矛盾するものである。循環型のリサイクル方式の処理施設」とも矛盾するものである。循環型のリサイクル方式の処理施設について再検討をするべきである。	【考え方】 ご意見に挙げられている各施設は、建設検討委員会において、各処理方式のメリットデメリットの整理や費用比較を行い、整備実現の可能性にいて、検討を重ねてきました。 また、整備基本計画(案)は、構成市町の一般廃棄物処理基本計画の目標値(リデュース、リユースの取組みを踏まえたごみ排出量)を考慮した過過であることや、剪定枝資源化施設を踏まえたプラスチック資源循環促進法を踏まえたプラスチック資源循環化施設であるまってがあります。	Δ

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
5	p.15	【剪定枝について】 剪定枝は自己搬入のみとなっているが、施設の遠方に住む住民にとって自己搬入は不便であり、結果的に可燃ごみとして排出されることが予想される。 剪定枝の分別収集方法について再考してほしい。	【考え方】 現段階においては、収集日頻度の増加に伴う収集運搬費の上昇が想定され、また、他自治体事例の調査では多くが自己搬入としていることから、家庭系の剪定枝については自己搬入のみを想定しています。 新しく設ける施設となるため、まずは多くの自治体が採用している自己搬入のみとさせていただき、その状況等を見ながら今後構成市町と検討していくものと考えています。	Δ
6	p.15	【処理対象物について】 プラスチック類資源化施設から発生する可燃残さは、誤分別によって 混入した紙類や布、木片などを指す という理解でよいか。	【考え方】  プラスチック類資源化施設で発生する可燃残さについては、混入した厨芥類や紙類、布、木材などのほか、プラスチック類であっても食品残さや土砂等が付着し汚れたものはマテリアルリサイクル等ができない場合があり、その場合は焼却するしかないため、可燃残さとして焼却する想定です。	Δ
7	p.15	【プラスチック類について】 プラスチック類を燃やさないこと には賛成であるが、劣化したプラスチック類を資源物として民間へ運搬 する際にマイクロプラスチックの発生を懸念する。劣化したプラスチック類は慎重に処理してほしい。	集方法などの取り扱いについては、い	Δ
8	p.16	【適切な分別について】 重要ポイントの「適切な分別が重 要」というのが、「排出元の住民の分別を示唆しているのか」、「資源化施設で適切に分別していくということなのか」が分かりにくい。 資源化施設の効率を上げるためにも、基本姿勢としては、「排出元での適切な分別が重要」といった表現で示したほうがよいのではないか。	【考え方】 ご指摘の文言は前者の意図をもって記述しておりました。  【修正内容】 p.16 重要ポイント8行目を以下のとおり修正します。 【修正前】…最大限活用するための適切な分別が重要である。 【修正後】…最大限活用するため、排出元での適切な分別が重要である。	0

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
9	p.17	【建設予定地について】	【考え方】	
		後背湿地である建設予定地は、	建設予定地については、2市1町の	
		周辺と比べても極めて低い土地で	合意に基づき第 1 期の建設検討委員	
		あり、必要以上に整備費が増加する	会において、調査研究及び検討がな	
		問題についてはこれまで幾度か指	され、その答申を踏まえ、当該地に決	
		摘されてきたことであるが、きちん	定いたしました。その調査等の内容に	
		と検討されていないと考える。	ついては、住民説明会や組合ホームペ	
		建設予定地を郷地安養寺にする	ージなどで住民の皆さまにお示しして	
		こと自体が施設整備の基本方針4	おります。	
		「経済性と効率性を勘案した施設」	この内容及び整備構想時のパブリ	
		に反している。	ック・コメントでお示しした考え方等を	
		また、浸水想定のある地域に位置	意見に対する回答として、要約して記	
		しており、防災上の観点からも建設	述しますと以下のとおりとなります。	
		予定地として不適切である。		
			鴻巣市周辺の地形は、以下の3つに	
			大別されます。	
			①比較的安定した地盤の大宮台地	
			②比較的軟弱な地盤である谷底平野	
			(氾濫平野)	
			③元荒川周辺などの微高地(自然堤	
			防)	
			このうち、住宅が多く分布する①と	Δ
			③は、用地取得に補償物件等が存在	
			する場合、多大な費用と時間を要する	
			ことが想定されるため、建設予定地と	
			することは効果的ではないと考えま	
			す。	
			~。   建設予定地は、②に該当し、現状は	
			水田のため、表層は地盤改良が必要	
			な土地ではありますが、ボーリングデ	
			ータから建物を支持する地盤も確認	
			しており、液状化の可能性も低いとさ	
			れています。また、移転が必要となる	
			住宅や構造物はなく、県道に隣接する	
			ため進入道路の築造が不要であるこ	
			となど、メリットが多くあります。	
			水害についても、整備基本計画	
			(案)p.93~96や建設検討委員会に	
			おいて、経済性も考慮したうえで施設	
			の機能維持に必要な浸水対策を検討	
			しており、防災上からも不適切とは考	
			えていません。	
			いずれの場所に建設する場合であ	

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
			っても、その場所ごとにさまざまな対 策費用が必要となることから、建設予 定地が必要以上に整備費を増加させ るものではないと考えます。	
10	p.19 ~ p.20	【建設予定地について】 図2.6過去に実施した地質調査 結果から、建設予定地は軟弱地盤で あり、重厚な人工構造物の建設可否 に疑問がある。 鴻巣行田北本環境資源組合が実 施したものとは異なる切土工、盛土 工、法面工、地盤対策工、擁壁の設 置等の具体的な造成工事の方法及 び工種毎の費用内訳を示してほし い。	【考え方】 P.20 に記載しましたとおり、建設予定地には支持地盤が確認されておりますので、ごみ処理施設の建設は可能であると考えております。 現時点においては、表土の撤去処分、圧密沈下対策、周辺地盤との縁切り工法、盛土工を想定して、コンサルタント調べにより概算造成工事費を算出しています。 p.142の表4.12 に記載のとおり、具体的な施工内容については、今後実施する地盤技術解析の結果を踏まえ、検討していきます。	<b>△</b>
11	p.20 p.116	【建設予定地について】 p.116「今後実施する地質調査結果に基づく地盤対策を考慮した計画とする。」とあるが、p.20の過去に実施した地質調査結果はあてにならないということか。	【考え方】 p.116の記載における「地質調査結果」とは、p.142の記載における「地盤技術解析」と同一のものであり、改めてボーリング調査等を実施するということではなく、得られているボーリング調査結果から最適な工法等を検討するというものです。 そのため、過去に実施した地質調査結果はあてにならないということではありません。  【修正内容】 p.116 3.11.2 造成計画の6行目を以下のとおり修正します。 【修正前】今後実施する地質調査結果に基づく… 【修正後】今後実施する地盤技術解析に基づく…	0
12	p.25	【関係法令について】 文化財保護法は該当しないこと となっているが、埼玉県埋蔵文化財 保護条例及び鴻巣市文化財保護に 関する規則等では該当するのでは ないか。	【考え方】 文化財保護法では「周知の埋蔵文化財包蔵地(あらかじめ遺跡の存在が認められ、市町村又は県教育委員会が公にしている地図と台帳に登録されている土地)」に該当する場合に届	Δ

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
			出が必要とされています。建設予定地は埋蔵文化財包蔵地に該当しないため、文化財保護法の適用は「該当しない」で整理しています。 ただし、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の未発見の遺跡や土器等が発見された場合には、文化財保護法第96条に則り、遺跡発見の届出が必要となります。 なお、埼玉県文化財保護条例には、埋蔵文化財包蔵地に関する内容はなく、該当しないと整理しています。	
13	p.25	【関係法令について】 都市緑地保全法は該当しないこととなっているが、埼玉県内では敷地面積 1,000m²以上の建築行為を行う場合にはふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第 26 条に基づき緑化計画書届出制度がある。	及び特別緑地保全地区のため、建設 予定地は「該当しない」で整理してい ます。	0
14	p.43	【リサイクルについて】 可燃ごみ処理施設が147t/日に 対して剪定枝資源化施設は4.1t/ 日であり、リサイクルが 3%に満た	【考え方】  リサイクル率は、可燃ごみだけではなく、全てのごみを対象として算出される値であり、新施設で処理するごみ	Δ

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
		ないものとなっている。	だけでなく、構成市町で回収予定の資	
		整備基本計画(案)は、2市1町の	源物(ビン・カン・ペットボトル等)や集	
		「ゼロカーボンシティ」宣言に反して	団回収量も考慮する必要があります。	
		おり、地球沸騰化に加担するような	なお、参考までに中間処理後のセメ	
		ごみ処理施設を市民町民の多額の	ント原料化等を含めた新施設におけ	
		税金をかけてつくることになり、次	るリサイクル率は約 18.2%と想定さ	
		世代に大きな禍根を残すことにな	れ、構成市町で実施するリサイクルを	
		る。	含めると2市1町におけるリサイクル	
			率はさらに高くなると考えられます。	
			また、新施設ではマテリアルリサイ	
			クルができないごみについてもでき	
			る限り熱エネルギーの回収(サーマル	
			リサイクル)を行う予定であり、整備基	
			本計画(案)p.75~80 に記載のとお	
			り「脱炭素社会」の実現を見据えた計	
			画としています。	
15	p.51	【処理方式について】	【考え方】	
	~	紙類や有機物を燃やさないリサイ	ご指摘のとおり、ゼロカーボンシテ	
	p.63	クル処理施設を検討の選択肢から	ィの実現のためには、紙類などの資源	
		排除し、ストーカ式焼却炉を選定し	となるものをできる限りリサイクルす	
		ていることは、施設整備の基本理念	る必要があり、そのためには住民の皆	
		「地球に優しい『循環型社会』、『脱炭	さまの分別のご協力が必要となって	
		素社会』を目指し、市民町民に親し	きます。	
		まれる施設づくりを進めます」に反	一方で、現在生じている多くの可燃	
		している。	ごみを処理するためには、衛生面や減	
		これでは、構成市町が掲げる   2050 年ゼロカーボンシティの実	容化の観点から焼却処理を行わざる を得ません。	
		現は"絵に描いた餅"と言わざるを	ー 脱炭素の観点から考えた場合には、	
		えない。	可燃ごみの大半を占める紙類、生ご	
		7.7000	み、木くず等の焼却処理によって排出	
			された二酸化炭素はカーボンニュート	Δ
			ラルとして扱われるため、主にプラス	
			チック類の焼却が問題となります。	
			(p.75 の重要ポイント参照)	
			そのため、本事業においてはプラス	
			チック類資源化施設を設け、今までサ	
			ーマルリサイクル等となっていたプラ	
			スチック類についても極力マテリアル	
			リサイクル等をすることで脱炭素を目	
			指していきたいと考えております。	
			また、可燃ごみの一部分として、や	
			むを得ず含まれる合成繊維や合成皮	
			革等の分別・リサイクルができないプ	
			ラスチック類についても、熱エネルギ	

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
			一の回収により、できる限り環境負荷	
			を減らす計画としています。	
			ゼロカーボンシティの実現を目指す	
			ため、燃やすごみを極力少なくしてい	
			くことが必要ですので、引き続き、資	
			源の分別にご協力くださいますよう	
			よろしくお願いいたします。	
16	p.51	【処理方式について】	【考え方】	
	~	処理方式選定はストーカ式焼却	処理方式の選定は、施設整備の基	
	p.63	炉にするために評価項目及び評価	本方針に基づき多角的な視点から総	
		基準を設定しているように思われ	合的に評価した結果であり、ストーカ	
		る。疑問の一部を以下に示す。	式焼却炉にするために評価項目及び	
			評価基準を設定しているものではあ	
		①処理生成物(資料編 p.55 表	りません。	
		4.3)	ご意見としていただいた疑問点に	
		ストーカ式焼却炉から排出される	ついては以下のように考えます。	
		焼却灰は埼玉県清掃行政研究協議		
		会を通して太平洋セメント㈱に有料	①ご指摘の項目は資源物の回収	
		で処理されている。一方、ガス化溶	量を評価する項目であり、費用の観	
		融炉(シャフト式)から排出されるメ	点で評価するものではありません。	
		タル及びスラグは有価で売却可能	また、費用の観点は参考維持管理費	
		である。お金の出入りが異なるた	の項目において、セメント資源化に	
		め、同じ評価にはならないと考え	係る費用を考慮したうえで評価して	
		る。また、セメント生産量は減少傾	います。なお、第3回建設検討委員	
		向にあることから、将来的な処理に	会資料 1 に示したようにメタル・ス	
		は不安がある。	ラグも必ずしも有価で売却できるも	Δ
		②建設実績(p.59 表 3.19)	のではありません。	
		ガス化溶融炉(シャフト式)は最新	②ガス化溶融炉(シャフト式)は、19	
		技術であるため、建設実績が少ない	80年からある技術であり、ダイオキシ	
		のは当たり前であり、評価に差が生	ン類特別措置法の施行(2002年)や	
		じないと考える。	最終処分場の枯渇による需要の高ま	
		③施設建設費(p.59 表 3.19)	りにより、2000年頃から導入が進ん	
		ストーカ式焼却炉とガス化溶融炉	でいる方式のため、最新技術ではな	
		(シャフト式)の施設建設費用の差は	いと考えます。	
		6.5%であり、分別負担の軽減や災	また、整備基本計画(案)では平成	
		害廃棄物処理を考慮したときに、そ	24 年度(2012 年度)から令和4年	
		の差額は許容範囲であると考える。	度の建設実績を比較検討しており、そ	
			の件数はストーカ式焼却炉が 73 件、	
			ガス化溶融炉(シャフト式)が7件とな	
			っているため、評価に差が生じるもの	
			と考えます。	
			③施設整備の基本方針4「経済性と	
			効率性を勘案した施設」を踏まえて	
			も、施設建設費の差は重要であり、同	

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
			じ評価にはならないものと考えています。 また、分別負担に関しては、排出元による分別が、資源循環や脱炭素社会の実現のために必要であり、一定のご協力をお願いしたいと考えています。	
17	p.72	【水質汚濁防止法について】 建設予定地の水質汚濁防止法に 基づいた各基準値の状況(p.72 の 全て)を教えてほしい。	【考え方】 表 3.31 及び表 3.32 に示す水質 汚濁防止法に基づく排水基準値は新 施設から排出される処理水(生活排 水)を公共水域に放流する場合に遵守 するべき基準値であり、現在の数値等 があるものではありません。	Δ
18	p.77	【収集車両について】 二酸化炭素排出量の算定において、収集車両は軽油使用時の二酸 化炭素排出量を試算しているが、ご み収集車両においても電気自動車 の導入が進んでいると考える。 電気自動車の導入について、ど のように考えているのか。	【考え方】   ごみ処理分野においても EV 車の 導入は進んでおり、p.86のエネルギー利用方針においても、「公用車や収集運搬車両のEV車利用も検討していく」としています。   二酸化炭素排出量の試算においては、現段階で台数等の試算はできないため、本計画においては、一般的な軽油使用の場合の二酸化炭素排出量を試算しています。	Δ
19	p.87	【新施設に求める役割・機能について】 表3.37 ⑤防災備蓄及び⑥見学者の受入地域コミュニティの活動の場について、一定の備蓄や流しなどの設備は整備してほしい。	【考え方】   ご意見のとおり、一定の備蓄や流しなどの設備は必要と考えています。   今後の検討の参考とさせていただきます。	Δ
20	p.102	【環境学習・啓発機能について】 p.102表3.46では体験学習は 行わないこととしているが、基本方 針5では「環境学習の場として、市 民町民に開かれた施設」を掲げてお り、基本理念・基本方針に沿った整 備基本計画(案)になっていないと 考える。 例えば、環境学習室として場所を 用意し、住民参画の講座を開設した りするなど、住民に開かれた親しま れる施設にしてほしい。	【考え方】  同表のとおり、経済性を考慮し、専属の人員が必要となるような体験学習等の講座は行わないこととしていますが、多目的利用ができる会議室は整備する予定となっていますので、多目的利用等の中で方針 5 について検討していきます	Δ

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
21	p.126	【水路について】	【考え方】	
		現在、建設予定地内にある水路に	新施設整備にあたって建設予定地	
		ついて、造成工事により盛土を行え	は農地ではなくなることや、該当水路	
		ば問題にならないものであるのか、	を廃止したことで周辺農地への影響	Δ
		何らかの排水対策が必要なもので	はないことから、造成工事により盛土	
		あるのかが分からない。	を行うことで問題ないものと考えて	
			います。	
22	p.127	【搬入出路について】	【考え方】	
		県道308号線と建設予定地の間	P.127 の想定図において県道から	
		には水路があるため、搬入出路確保	直接搬入することが示されています	٨
		のためには橋の建設が必要と考え	ので、これに基づき、現在、関係機関	Δ
		るが、整備基本計画(案)には記載	と協議を行っており、検討中となって	
		がない。どのように考えているか。	おります。	
23	p.117	【全体事業費について】	【考え方】	
	p.142	p.142 概算施設整備費には、周	周辺道水路等については、関係機	
		辺道水路の整備は含まれていない	関と協議中であることから、現時点で	
		とあるが、p.117 に記載がある施	お示しすることはできません。協議が	
		設外周に設ける雨水側溝の予算は	整い次第お知らせしていきます。	
		含まれていないということか。		$\triangle$
		構成市町の負担金に関わるとこ		
		ろであり、周辺道水路の整備の費用		
		や所掌(鴻巣市または組合)につい		
		て、計画段階で財政計画に反映する		
		べきである。		
24	p.142	【全体事業費について】	【考え方】	
		人件費や建設費が高騰する中で	新施設の運営・維持管理費は	
		概算施設整備費も高騰することが	p.142(1)概算事業費10行目に示す	
		想定され、構成市町の負担額に不	とおり1年あたり約12憶円を見込ん	
		安がある。財源が乏しい我が吉見町	でいます。	
		において、一体どれだけの整備負担	また、構成市町の負担額や今後の	
		があるのか。	返済計画についても調査を進めてい	
		整備基本計画(案)の財源計画に	ます。	
		おいて、2市1町の負担割合や今後	耐用年数については、機器によって	
		の返済計画、年間あたりの運営・維	5年から15年程度であり、長寿命化	٨
		持管理費、耐用年数などを含めた	計画を策定し、定期的に部品交換を行	Δ
		今後の整備計画を住民に情報提供	いながら、維持管理を行います。全体	
		して、町全体で熟考した方がよいと	的には、長寿命化を実施することで3	
		思う。	5年程度になると想定されます。	
		大規模な予算立てに不安がある	なお、地域の中で発生するごみは当	
		ため、近隣自治体への処理委託や	該地域の自治体が責任をもって確実	
		民間施設の活用なども含めて再考	に処理をする必要があります。このこ	
		してほしい。	とから、ほとんどの自治体が安定的な	
			処理を行うため、自ら施設を建設し、	
			管理しています。	

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
25	p.142	【全体事業費について】	【考え方】	
		11月15日の鴻巣議会たよりに	費用増加についてですが、日本銀	
		は、概算費用が711億円とあった。	行の国内企業物価指数をみると、鴻	
		鴻巣行田北本環境資源組合にお	巣行田北本環境資源組合の計画が白	
		ける概算費用が600億円にもな	紙となった翌年の令和 2 年度に対し	
		り、行田市があまりに高額という理	て本計画の概算事業費を検討した令	
		由で離れた経緯があるが、人口が6	和 5 年度の物価上昇率は 119.6%	
		万人もすくなくなったにもかかわら	です。	Δ
		ず、100 億円以上増えている理由	また、一般社団法人日本建設業連	
		が明らかになっていない。	合会のまとめでは、世界的な原材料及	
		鴻巣行田北本環境資源組合のボ	び原油等エネルギーの品不足や価格	
		ーリングの資料等も引用しているの	高騰・円安 の影響を受けて、建設工	
		で、各コスト資料も比較して、増加	事の資材価格などが高騰し、加えて、	
		の根拠を説明する必要があると考	政府の賃上げの方針や労務単価の引	
		える。	き上げなどによる建設現場で働く建	
26	p.142	【全体事業費について】	設技能労働者の賃金の上昇により、全	
		全体事業費は約706億円とな	建設コスト(平均)は令和2年度から令	
		り、費用が過大であるとして白紙撤	和6年度で約21~25%上昇してい	
		回に至った鴻巣行田北本環境資源	るとしています。このような状況が、	
		組合の約 611 億円と単純比較して	建設費が上昇している主な原因であ	
		も、約 100 億円近い費用が余計に	ると考えられます。	
		かかることとなる。	また、鴻巣行田北本環境資源組合	
		交付金を除いた実質的な負担額	との比較についてですが、鴻巣行田北	
		は約467億円となり、人口比で按	本環境資源組合は別の組合となり、施	Δ
		分すると鴻巣市は約273億円(毎	設の内容等についても異なりますの	<u> </u>
		年約 13.7 億円の支出)となる。鴻	で、比較を行うことはできません。	
		巣市は2008年に財政非常事態宣	本組合といたしましても財政負担	
		言を発出しているが、再度の発出に	が過大になることは避けたいと考え	
		繋がりかねないことに大きな危機	ていますので、事業者選定において	
		感と強い懸念を抱いている。	は、VE 提案(事業費削減に資する提	
			案)の受入検討などを十分に行い、引	
			き続き事業費の精査を進めてまいり	
27	n 1/12	「車業スケジュールについて】	<u>ます。</u> 【考え方】	
21	p.143	【事業スケジュールについて】 表 4.14 事業スケジュールについ	【考え方】 現時点では造成工事は3年間で完	
		て、造成工事は3年間としている	プする見込みですが、造成工事の詳	
		一が、期間内に地盤の安定化が可能	細については、今後実施する地盤技	Δ
		であるのか。	術解析等を踏まえ引き続き検討して	
		(0) 00/13 0	いきます。	
28	_	【住民との合意形成について】	【考え方】	
		周辺住民から建設候補地の白紙	組合ではごみ処理施設建設につい	
		撤回を求める126筆の署名が提出	て住民の皆さまからご理解ご協力を	Δ
		されていたにもかかわらず、地元の	いただくため、以下のような取組みを	
		承認を得たとして、周辺住民から説	行っています。	

No.	該当頁	意見概要	考え方及び修正内容	区分
		明会を開いてほしいという要望に	いただいたご意見にはすべて回答	
		未だ答えようとしていない。	しており、本事業に反映できるものは	
		埼玉中部環境保全組合議会に「ご	反映するように努めています。	
		み処理施設問題を考える会」から1		
		0月9日に提出された「新たなごみ	・地元協議会の設置	
		処理施設等整備基本計画の策定に	地元である郷地安養寺地区内の自	
		関する請願書」は15日の議会にて	治会の代表者の皆さまや、環境事業	
		採択には至らなかったものの、賛同	に携わって頂いている環境衛生委員	
		署名は623筆以上が集まった。	の皆さま、農業関係の皆さま、小学校	
		こうした市民からの要望や声にも	の保護者の代表者の皆さまで構成さ	
		応えず、どのようにして周辺住民と	れる地元協議会を設置し、地元の意見	
		合意を得るのか。何回でも説明会を	要望などをお聞きしています。	
		開き、住民・市民・町民との合意形		
		成を得る努力をすべきである。	・意見箱の設置	
		以上より、整備基本計画(案)の抜	構成市町の役所及び建設予定地に	
		本的な見直しと再検討を求める。	近い笠原公民館に、どなたでも書面	
			で意見等を投函できる「意見箱」を設	
			置しています。この意見箱にいただい	
			たご意見については、すべて回答して	
			おり、合わせてご本人のご希望によ	
			り、その内容を組合のホームページに	
			も掲載しています。	
			・住民説明会の実施	
			令和5年9~10月に構成市町のホ	
			ールと建設予定地近くの公民館をお	
			借りし、説明会を開催しました。また、	
			第2回目の説明会は、令和7年度の前	
			半に開催したいと考えています。この	
			ように、説明会は、計画的に開催して	
			いくこととしており、「説明会を開いて	
			ほしい」というご要望にお応えしてい	
		 	きたいと考えています。	

凡例)赤字:パブリック・コメントにおける整備基本計画(案)の文章内の修正箇所

## 2. 整備基本計画(案)における修正箇所について

整備基本計画の策定にあたり、パブリック・コメントの意見等を踏まえて修正した箇所を表 2 及び表 3 に示す。

なお、パブリック・コメントの反映による修正箇所を青色(No.の列)、事務局の再確認による修正 箇所を黄色(No.の列)とする。

表 2 整備基本計画(案)の修正箇所(1/2)

No.	頁	修正箇所	修正内容
1	p.9	(1)本組合におけ	吹上地域のごみ処理について明記するため、以下のとおり修正
-		るごみ処理の流	した。
		n	
		2 行目	【修正前】現施設では、構成市町で収集した…
			【修正後】現施設では、構成市町( <mark>鴻巣市吹上地域を除</mark> く)で収集した…
2	p.16	重要ポイント8行目	重要ポイントの意図を明確にするため、以下のとおり修正した。
			【修正前】最大限活用するための適切な分別が重要である。
			【修正後】最大限活用するため、 <mark>排出元での</mark> 適切な分別が重要 である。
3	p.16	(3)本組合におけ	吹上地域のごみ処理について明記するため、以下の文を追記し
		るごみ処理の流	た。
		れ	
		3 行目	【追記】なお、現在、小針クリーンセンター等で処理を行っている
4	p.22	図 2.7	<ul><li>鴻巣市吹上地域のごみについても新施設において処理を行う。</li><li>車両規制の区域について誤りがあったため修正した。</li></ul>
4	p.22	凶 Z. /   建設予定地周辺	<b>単凹  現し  いし  に  いい  に  に</b>
		建設が足地向辺   の道路状況	
5	p.23	表 2.10	マテリアルリサイクル推進施設から発生する処理生成物の搬出
	p.25	想定する搬入出	車両について追記した。
		車両台数	十月に ラマ・く 定面のた。
6	p.25	表 2.13	法律名及び適用範囲等に記載した名称に誤りがあったため、以
		建設予定地に係	下のとおり修正した。
		る主な法令等規	
		制	【修正前】法律名:都市緑地保全法
			適用範囲等:緑地保全地区内
			【修正後】法律名:都市緑地法
			適用範囲等:緑地保全地域及び特別緑地保全地区内
7	p.26	表 2.13	建設予定地は指定地域内ではないため、工業用水法の適用を
		建設予定地に係	「△」→「×」に修正した。
		る主な法令等規	
		制	

凡例)青色:パブリック・コメントの反映による修正箇所

黄色:事務局の再確認による修正箇所

表 3 整備基本計画(案)の修正箇所(2/2)

No	頁	修正箇所	修正内容
8	p.27	3)ふるさと埼玉	条例の内容を具体的に記載した。
0	<b>μ.</b> Ζ <i>Ι</i>	の緑を守り育てる	木/別の内は合き共体的に記載した。
		条例	【修正前】…新施設の整備にあたっては、「緑化を要する面積」、
		<b>未</b> [7]	「接道部の緑化」、「高木植栽本数」のそれぞれについて緑化基
			「接追師の縁記」、「高小恒叔本奴」のとれてれについて縁记奉 準を満たす必要がある。
			「半を洞にす必安がめる。 【修正後】···新施設の整備にあたっては、 <mark>敷地面積 1,000m²以</mark>
			【修正後】····································
			「高木植栽本数」のそれぞれについて緑化基準を満たす計画と
			「同小値級本数」のとれてれたりいて稼化基準を両にす計画と し、届出が必要となる。
9	p.73	表 3.33	上から3項目目は「竣工年度」と記載していたが、新施設では
9	p. 75	衣 3.33 ごみ処理施設(埼	「稼働開始年度」を令和14年度予定としているため、項目名を
		玉県内)及び新施	「修画開始年度」をお加て年度」をとしているため、項目名を「以下のとおり修正した。
		玉県内ノ及び新旭 設の自主基準値	は下のこのが修正した。 また、項目名の変更に合わせて現施設の記載も修正した。
		以い口工卒午旭	の/c、次口句V/久丈に口1/ピトが爬改V/記戦ひ修正U/こ。
			【修正前】竣工年度
			【修正的】竣工干及 【修正後】稼働開始年度
10	p.82	3.7.2	本文を図 3.17 に合わせて修正した。
10	p.02	他自治体におけ	本人で図 5.17 に口がこく修正のた。
		るエネルギー利用	
		状況	
11	p.95	2)計画規模·想定	建築計画により施設に浸水対策を行うパターン B の対策内容
	p.96	最大規模の降雨	を具体的に記載した。
	6170	による浸水への	
		対策	
12	p.101	表 3.45 及び表	凡例の「△:新施設への導入を今後検討」は該当する項目がなく
	p.102	3.46	なったため、削除した。
		新施設における	
		環境学習·啓発機	
		能の導入方針	
13	p.116	表 3.48	中央制御室が2つ記載されていたため、後半の記載を削除し
		主要諸室計画	た。
14	p.116	3.11.2	誤解を招く表現を修正した。
		造成計画	【修正前】造成工事の範囲は、上記の地盤対策の他、土工事…
			【修正後】造成工事の範囲は、 <mark>地盤対策、</mark> 土工事…
15	p.116	3.11.2	誤解を招く表現を修正した。
		造成計画	【修正前】今後実施する地質調査結果に基づく…
			【修正後】今後実施する <mark>地盤技術解析</mark> に基づく…
16	p.118	表 3.49	算定結果の数値に誤記があったため修正した。
		湛水想定区域で	
		の盛土行為に対	
		する必要対策量	
		の算定等 ほか	
17	全体	誤字脱字	内容に関係しない誤字脱字を修正した。

凡例)青色:パブリック・コメントの反映による修正箇所

黄色:事務局の再確認による修正箇所